

## 死亡届を出された方へ

次のような手続きが必要な場合があります。  
該当される方は、各担当課等へお問い合わせください。

対象者	手続き内容等	担当課等	
1. 国民年金加入者	個々に提出書類が異なり、佐原年金事務所、ねんきんサテライト成田等で手続きしていただく場合があります。	保険年金課 Tel.20-1547	1～5については、下総・大栄支所においても手続きが可能です。  下総支所 窓口サービス係 Tel.96-1113  大栄支所 窓口サービス係 Tel.73-8066
2. 国民健康保険加入者	葬祭費の支給手続き等 【持参するもの】 ・国民健康保険証 ・葬祭を行った方が分かるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書等) ・葬祭を行った方の振込口座が分かるもの ※葬儀を行った方以外に葬祭費を振り込む場合や、世帯主が亡くなり、国保税の還付金が発生する場合等は、印鑑や運転免許証等が追加で必要になることがありますので、お問い合わせください。	保険年金課 Tel.20-1526	
3. 後期高齢者医療加入者	葬祭費の支給手続き等 【持参するもの】 ・後期高齢者医療保険証 ・喪主が分かるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書等) ・喪主の振込口座が分かるもの ※喪主以外に葬祭費を振り込む場合や、保険料の還付金が発生する場合等は、印鑑や運転免許証等が追加で必要になることがありますので、お問い合わせください。	保険年金課 Tel.20-1547	
4. 介護保険加入者 (おもに65歳以上の方)	保険の喪失手続き・保険料還付手続き 【持参するもの】 ・介護保険証 ・相続人代表者の印鑑または本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等) ・相続人代表者の振込口座の分かるもの	介護保険課 Tel.20-1545	
5. 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)をお持ちの方	障害者手帳の返還手続き等 受けていたサービスによって、持参するものや手続きが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	障がい者福祉課 Tel.20-1539	
6. 児童手当等を受けている方	児童手当・児童扶養手当・遺児等手当・子ども医療の手続き等	子育て支援課 Tel.20-1538	
7. 保育園児・幼稚園児又は児童ホームを利用している児童のいる世帯の保護者	園児等の保護者の変更手続き等	保育課 Tel.20-1607	
8. 小学生・中学生のいる世帯の保護者	児童・生徒の保護者の変更手続き等	学務課 Tel.20-1581	
9. 成田市の税金を納付している方 (市・県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)	未納市税の確認・口座振替登録の停止手続き等 (課税内容の問い合わせについては、課税担当課へご案内します。)	納税課 Tel.20-1519	
10. 市内に固定資産を所有されている方	相続人代表者指定届(指定通知書)・家屋名義人変更届が後日送付される場合があります。	資産税課 Tel.20-1514	

※お亡くなりになられた旨が戸籍に記載されるまでには、死亡届を提出された日からおよそ5日(土・日・祝日を除く)かかります。(成田市が本籍で成田市に死亡届を出された場合)  
なお、大型連休・年末年始などをはさんだ場合、それ以上かかることもあります。

**成田市役所市民生活部市民課**

〒286-8585 成田市花崎町760番地

Tel.0476-20-1525

【裏面あり】

## 死亡届を出された方へ

次のような手続きが必要な場合があります。  
該当される方は、各担当課等へお問い合わせください。

対象者	手続き内容等	担当課等
11.成田市から市民税・県民税が課税されている方	相続人代表者指定届等の提出や、市民税・県民税の納付が必要な場合があります。	市民税課 Tel20-1513
12.軽自動車、バイク、農耕機、小型特殊をお持ちの方	名義変更等の手続き 種別によって手続き窓口が異なりますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。	市民税課 Tel20-1513
13.水道使用者及び給水装置の所有者	使用者または所有者の変更手続き	水道部 Tel22-0269 成田ニュータウン地区は県水お客様センター 0570-001245又は043-310-0321へ
14.犬の登録をされている方	飼い主の変更手続き	環境衛生課 Tel20-1531
15.市営霊園でお墓を使用されている方	使用者の変更手続き	環境衛生課 Tel20-1531
16.農業者年金加入者	JAで手続きが必要です。 詳しくは下記記載のJAにお問い合わせください。 JA成田市本所 Tel22-6715 JAかとり下総支店 Tel96-0006 JAかとり大栄支店 Tel73-4411	農業委員会事務局 Tel20-1573
17.市内に森林を所有されている方	所有者の変更手続き	農政課 Tel20-1541
18.農業集落排水を使用されている方	使用者の変更手続き等	農政課 Tel20-1542
19.市内の農地の貸し借りをされている方	貸主:農地所有者の変更手続き等 借主:解約手続き等	農政課 Tel20-1542
20.井戸水を利用して、公共下水道を使用されている方	使用人数の変更手続き等	下水道課 Tel20-1553
21.各種相続手続き	法定相続情報証明制度をご利用ください。「金融機関預金手続」、「相続税申告」等で必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となる制度です(ただし、一部利用できない機関があります)。詳しくは、法務局ホームページをご覧になるか最寄りの法務局又は専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)へお問い合わせください。	千葉地方法務局佐倉支局 Tel043-484-1222 千葉地方法務局成田出張所 Tel0476-23-2313 千葉地方法務局香取支局 電話0478-52-3391
22.その他	その他に受けているサービス等がある場合は、担当する課にお問い合わせください。	